

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する  
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	( )		
各連結法人における試験研究費の額	1	円	(8) > 5% の場合 $\frac{9}{100} + ((8) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	11	
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		(8) ≤ 5% の場合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (8)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	12	
特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(七)「3」}}{\text{別表六の二(七)「1」}}$	3		個別税額控除割合 (11)又は(12) ((6) = 0の場合は0.085)	13	
各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(七)付表「1」) × (3)	4	円	(8) > 8% の場合 $\frac{9.9}{100} + ((8) - \frac{8}{100}) \times 0.3$	14	
各連結法人における差引試験研究費の額 (1) - (4)	5		(8) ≤ 8% の場合 $\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.06未満の場合は0.06)	15	
個別増減試験研究費割合の計算	各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(九)「5」)	6	(6) = 0 の場合	16	0.085
	個別増減試験研究費の額 (1) - (6)	7	(10) > 10% の場合の控除割増率 $((10) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	17	
	個別増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	個別税額控除割合 ((14)、(15)又は(16)) + (((14)、(15)又は(16)) × (17)) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	18	
	個別税額控除相当額 (5) × ((13) 又は (18))	19		19	円
個別の試験研究費	各連結法人における平均売上金額 (別表六の二(九)「10」)	9	各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	20	
	個別試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	10	試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「24」) × $\frac{(19)}{(20)}$	21	